

2020年10月20日

原口総合法律事務所

所長 弁護士 原口 薫

ファンドを活用する事業承継

I はじめに

経済産業省中小企業庁の2016年の事業承継ガイドラインによれば、我が国の会社の9%は中小企業であり、会社に勤める人の70%も中小企業で働いています。

文字通り、日本経済は中小企業が支えていると言っても過言ではありません。

t

しかし、その中小企業数は年々減少傾向にあり、1999年から2015年までの15年間に100万社も減少しています。

このまま放置すれば、2030年までに170万社の中小企業が無くなり、60万人の雇用が失われると言われてしています。

II 事業承継の現状

1 事業承継の方法

かつて事業承継といえばオーナー経営者の長男または親族内の誰かが次ぐという親族内承継が決まりでした。

しかし、世の中は変わり、直近5年間では親族内承継は35%に過ぎず、65%は他の経営者、従業員、第三者という親族外の者が事業を承継する親族外承継の比率が高まっています。

2 事業承継の時期

さらに少子高齢化の影響で、中小企業の経営者の平均年齢は59歳9か月に達し、経営者の交代のボリュームゾーンも66歳前後に上っています。

中小企業の経営者の交代は67歳から70歳ですので、これから多くの企業が経営者の交代の時期を迎えています。

しかし、経営者の交代の時期を迎えた経営者は後継者難に悩む人が28.6%に達しており、廃業を考える人も増えています。

3 コロナ禍の影響

コロナ禍の影響で、老舗の高級料理店や高級旅館などでは、老齢の経営者が後継者を見つけることもできず、廃業を決める例が増えています。

III. 投資ファンドと事業承継

1 投資ファンドの意義

以上のような事業承継の必要性と現実の狭間で事業承継における投資ファンドの役割が注目されています。

投資ファンドとは、投資家から資金を集めて何かに投資し、その収益を投資家に配分する仕組みです。

この投資の対象を、株式の未公開会社の株式とする投資ファンドをプライベート・エクイティ・ファンド（PE ファンド）といいます。

この PE ファンドの中で、経営が安定している会社の株式を取得し、会社を磨き上げて、上場したり、第三者に高値で売却をし、その収益を投資家に還元するファンドを、バイアウトファンド（BO ファンド）といいます。

2 BO ファンドと事業承継

事業承継で活躍しているのは BO ファンドです。もちろん BO ファンドにも後ろに投資家があります。

投資家の利益の最大化を図るのが、BO ファンドのミッションであり、事業承継に悩んでいるオーナー経営者を助ける慈善団体ではありません。

しかし、後継者候補よりも、会社の経営についての知見があり、資金もあり、ネットワークがあります。

買収対象となる会社と自分の会社のシナジー効果を考えて会社を買おうとする事業会社と比べ、BO ファンドは対象会社全体の価値の向上（磨き上げ）に関心があります。

これをハンズオンといいます。直訳すれば手を差し掛けるということです。

実際にはBOファンドが対象会社の株式を（少なくとも過半数、概ね3分の2）を取得した後、対象会社の価値を高めるために、対象会社の事業に協力することを言います。

このハンズオンの活用ないし利用が対象会社の事業承継にとっても役立つのです。

なによりも、ファンドは対象会社の株式をいつまでも持っているわけではなく、長くて5年、概ね2－3年で、対象会社を上場したり、第三者に売却して、対象会社から手を引きます。

このBOファンドをうまく活用することによって、後継者の相続税対策や、会社の役員、従業員の買収資金問題も解消できます。

3 BOファンドが用いる様々なテクニック

BOファンドは事業承継の支援に当たり、次のようなテクニックを用います。

A LBO

LBO（レバレッジド・バイアウト）とは会社の買収方法の一つです。

会社の買い手が、買収の対象会社の信用を基に、銀行から資金を集めて、企業を買収する方法です。

具体的な手順は次のようになります。

- (1) 買収の受け皿となる会社（SPC）を設立する。
- (2) 受け皿会社が金融機関から買収資金を借り入れる。
- (3) 受け皿会社がM&A対象会社を買収する。
- (4) 受け皿会社とM&A対象会社を合併させる。

(1) SPCの設立

まずファンドは会社を買収するための特別目的会社を設立します。

会社の形態は株式会社でも合同会社でも構いませんが、対象会社の信用から切り離された第三者であることが必要です。

- (2) 受け皿会社が金融機関から買収資金を借り入れる。

次に、受け皿がファンドから出資を受け、金融機関から融資を受けます。

(3) 受け皿会社による会社の買収

受け皿会社は、ファンドからの出資金と銀行からの借入金を用いて、対象会社のオーナーから対象会社の株式を取得し、対象会社を買収します。

(4) 受け皿会社と会社の合併

受け皿会社と会社が合併します。

これによって、受け皿会社の金融機関に対する借入債務は、買収対象となった会社の債務になります。

もともと金融機関は、買収の対象となった会社を信用して融資をしたものです。

ただ、金融機関がいつまでも受け皿会社の貸主にとどまっていることはありません。

受け皿会社のままでは、買収対象会社からの配当によってしか、融資の返済を受けることはできず、買収対象会社の他の債権者と比べて、構造的な劣後関係にあるからです。

ファンドは、自分が融資を受けることなく、一部の資金で、対象会社を買収することができます。

しかし、ファンドにとってのLBOのメリットはそれにとどまるものではありません。

より多くのメリットがあります。

そのもとになるのは、対象会社の企業価値と株式の価値の関係です。

株式の価値は、会社の企業価値から会社の借金を差し引いたものと言えます。

仮に対象会社の企業価値が、買収の時点で10億円、銀行からの借入金が6億円だとすると、株式の価値は4億円（10億円－6億円）となります。

ファンドの努力（磨き上げといわれます）によって会社の企業価値が13億円に上がると、株式の価値は7億円（13億円－6億円）と3億円増加します。

これをファンドが買収資金全額を出資した場合と比較してみましょう。

この場合、企業価値は3億円向上したことになり、投資利益は30%になります。

これに対して、同じく企業価値が13億になったとしても、LBOの場合ファンドが出資したのは4億円に過ぎず（融資部分は一定です）、ファンドとしては7億円、すなわち投資額の175%もの利益を上げることができます。

このように、少ない資金で大きな利益を上げることができるので、レバレッジ（槌子）を利かせているといわれるのです。

B. MBO

MBOとはマネージメント・バイ・アウト（MBO）のことで、会社の役員がオーナー経営者から自社株を買い取って、会社のオーナーとして、会社の経営を行うことです。

事業承継は従来オーナー経営者の長男など、親族内で後継者を定め、後継者に会社の全株式を承継するのが一般的でした。しかし、最近は親族内に後継者が存在しないことも少なくありません。

このような場合、オーナーとしては自社株を第三者の譲渡することになりますが、全くの第三者よりは、会社の事業内容を良く知る会社の役員に譲渡する方が望ましいといえましょう。

しかし、MBO のハードルは高いものがあります。とりわけ、今の会社の業績が良い場合には、オーナー社長の株式の時価は相当高額になり、株式を自己資金で買い取れる役員は存在しません。

また、銀行からお金を借りると言っても、役員個人に多額のお金を貸し付ける銀行などありません。

そこで役員が、対象会社の株式の所得のための受け皿会社を設立し、その会社が資金を調達して、株式を取得することが考えられます。

その後、受け皿会社とその子会社となった元の会社が合併して、役員が合併した会社の新たなオーナーとなります。

受け皿会社の調達した資金の支払い債務は、最初は元の会社からの配当金によって返済され、後には元の会社自体から返済されます。

この MBO によって、役員がオーナー社長から会社を承継し、新たなオーナー社長となることが可能です。

第三者に会社の株式を譲渡する場合に比べ、会社は同一性を保ちますので、役員や、従業員を失うことなく、事業承継が可能になります。

ただ、株式の価格が高額の場合、銀行からの借入だけで、受け皿会社が株式の対価の全額を調達することは困難です。

また、受け皿会社の貸し付けに対して、役員個人の保証を求められることもあり、役員が配偶者からの同意を得ることも困難となるでしょう。

BOファンドはこのような場合、MBOを希望する役員を支援することによって、対象会社をスムーズに買収することができます。

BOファンドが資金を出しさえすれば、ファンドの出資と銀行との借り入れによって、受け皿会社が時価の高い対象会社の株式の買収資金を調達することが可能になります。

対象会社の役員も、ファンドの支援を受けることによって受け皿会社、ひいては受け皿会社を吸収合併した対象会社の経営者に収まることができるのです。

C. 少数株主の排除

(a) 少数株主の排除の必要性

大企業はもとより、中小企業においても様々な理由から、オーナー社長以外の複数の株主が存在することが少なくありません。

このような会社においても絶対的な力を持つオーナー社長が健在である限り、株式の分散の問題が顕在化することはありません。

しかし、オーナー社長が高齢化し、後継者に事業承継を考える場合株式の分散の問題が顕在化することになります。

BOファンドはこのような問題に対処する方法として、オーナー社長の事業承継に反対する株主を事前に会社から締め出そうとします。

(b) 少数株主の排除の方法

少数株主を排除する方法として、個別の交渉によって買い取る方法以外に、会社法上の株式併合などの手段を用いて強制的に少数株主を排斥する方法があります。

これをマイノリティ・スクイズアウトという方法があります。

最近の会社法の改正により、マイノリティ・スクイズアウトが比較的容易にできるようになりました。

マイノリティ・スクイズアウトには、大きく分けて、A 特別支配株主の株式等売渡請求という方法、B 全部取得条項付き種類株式を発行する方法、及びC 株式併合の方法の3つがあります。

3つのうち、一番現実的なのは、持株要件が少なく、手続も比較的簡単な株式併合です。

特別支配株主の株式等売渡請求制度は、最近の会社法の改正によって新たに導入された制度です。

会社の総株主の議決権の10分の9を有する株主（支配株主）は、会社の株主全員に対して、株式を自分に売り渡すように請求することができるのです（会社法179条1項）。

株主総会の決議を経る必要がない点で便利な制度であり、20日程度で、マイノリティー・スクイーズアウトが完成します。

つぎに、全部取得条項付株式の発行とは、取得条項という特別な条項のある株式を発行することです。

この条項がついている株式は、会社が一定の条件のもとに、その株式を買い取ることができます。

まずこの株式を発行するためには、定款に定められていることが必要です（108条2項7号）。

現在の定款でこの株式を発行することを定めていなければ、定款の変更のための特別決議（議決権の過半数を行使できる株主が出席し、その出席株主の議決権の3分の2以上に当

たる株主の賛成により成立する決議)が必要になります(会社法309条2項11号、466条)。

そのうえで、既に発行済みの株式すべてについて取得制限事項を付け、会社が全ての株式を買い取ります。

例えば、既存の株主が多数派の株主一人で、その持株数が800株、少数派の株主が4人でそれぞれ100株を保有しているとします。

新しい株式を発行する場合、これまでの株式の200株について一株を交付します。

結果として多数派の株式は4株、少数派の株式は各自0.5株になります。

少数派の株式は一株に満たない端株を取得し(会社法234条1項2号、173条1項)、会社は端株の保有者にすぎなくなった少数派から端株を買い取り(会社法234条4項)、少数派を排斥します。

この方法は従来から用いられてきました。

C 株式の併合

最近はこの全部株式取得制限事項付株式の発行に変えて、株式の併合という方法が用いられています。

株式の併合とは、数個の株式を併せて、それより少数の株式を発行することを言います（会社法180条1項）。

多数派が議決権の90%を保有している必要もなく、定款の変更も必要としないため、商法の改正以降、マイノリティ・スクイズアウトの原則的な方法となっています。

株式の併合に当たっては、株主総会の特別決議によって、株式の併合割合などを定める必要があります（会社法180条2項3号、309条2項4号）。

この株式の併合の割合を定める際に、少数派株主の保有する株式を全て一株未満の株式に定めることも可能です。

先程の例でいえば、従来の株式200株を一株に併合することによって、100株しか株式を保有していなかった少数派の株主の株式はいずれも0.5株の端株に併合されます。

そのうえで、会社が端株となった株式をすべて買い取ることが可能です（235条2項、234条4項）。

このようにして、現在では会社は株式併合によって、比較的簡単に少数派株主を排除することが可能になりました。

もちろんこのようなマイノリティ・スクイズアウトにはリスクがあります。

具体的には少数派株主は、少数派株主の排除に必要とされる株主総会における多数派の株主の議決権行使が、決議について「特別の利害関係を有する者」が議決権を行使したことになります。

こうした決議が「著しく不当な決議」であるとして、総会決議が取り消される（会社法831条1項）リスクがあります。

このリスクについては、会社の株式が証券取引所を通じて取引をされている会社（上場会社）と、株式の譲渡が制限されている中小会社（閉鎖的会社）を分けて考える必要があるでしょう。

というのは、上場会社の株式は、日々証券取引所を通じて取引をされており、上場会社の株主は株式を譲渡することによっていつでも投下資本を回収することが可能です。他方、

上場会社の少数派株主が、上場会社の経営に参加する可能では乏しく、会社の経営に参加することを期待して上場会社に出資する者など存在しません。

したがって、上場会社の少数株主が排斥された場合、それを可能とした決議が取消の対象となるか、否かはひとえに会社の株式（端株を含む）の買取価格が適正であるか、否かに関わっているといっても過言ではありません。

会社による株式の買い取り価格が、公認会計士などの第三者の、適正な算定方法により、将来のキャッシュフローの現在価値を上回る価格であるとすれば、決議取消のリスクはな
いといえましょう。

これに対して、閉鎖的会社の少数派株主にとって、会社の経営に関わることは、閉鎖的会社に出資した者にとって不可欠といえましょう。上場会社のように、いつでも株式を譲渡して投下資本を回収することはできないからです。自らが経営に参加し、会社の企業価値を高め、剰余金や残余財産の配当に預かることが必須となるからです。

したがって、閉鎖会社の場合には、買取価格の適正さよりも、少数派株主の排斥の目的の適正さ及び手段の適正さなどが問われることになりましょう。

この点で、一部の株主を剰余金の配当及び議決権につき不当に不利に取り扱う属人的な定めを設けた定款変更決議について争われたケースで、定款の変更が目的の正当性もなく、手段も不相当であるとして、株主平等の原則に照らし無効であるとした平成25年9月2日付東京地方裁判所立川支部判決が参考になります。

D 公開買付

(a) 株式の公開買付けの意義

株式の公開買付け（Take Over Bid、通常TOB）とは、不特定かつ多数の者に対し、公告により株式の買付け等の申込みまたは売付けの申込の勧誘を行い、金融商品の取引所以外で株式の買付け等を行うことをいいます（金融商品取引法27条の2第6項、27条の2の2第2項）。

会社（株式の発行者）が行う場合（金商法27条の2の2から4）と、会社以外の者が行う場合（金商法27条の2-27の22）とがあります。

ファンドが利用するTOBは、このうちの発行者以外のものによるTOBです。

(b) 発行者以外の者によるTOBの弊害排除

金商法は、ファンドのような発行者以外の者による金融商品市場外の取引の弊害を防止するためにTOBを義務づけています。

言い換えると、TOBは金融商品市場外の大量な株式の買付のもつ弊害を防止するための規制です。

言うまでもなく、上場会社の株式は東京証券取引所などの金融商品市場において取引されています。

金融商品市場の取引は、基本的には誰もが参加でき（公開性）、取引の価格や数量も公表され（透明性）であり、売買価格も競争原理に基づき形成される（競争性）取引です。

これに対して、金融取引所外の相対の取引にあっては、買付者と申込者の保有する情報の平等性が保証されず（情報の非対称性：asymmetry of information）、買付者が一方的に買付価格を提示するため、申込者はその取引が公正であるかどうかの判断が困難です。

そこで、金商法は市場外で買い付けを行う者に対して、公開買い付けを義務付け、買い付けの情報の公開を求めるとともに、取引規制を行うことによって、金融商品取引市場における有価証券の取引と同様の投資者間の平等性を確保しようとしているのです。

（c）公開買い付けの強制

BOファンドのように、TOB後の株券所有割合が、発行会社の株式の総数の3分の1を超える場合は、公開買い付けによることが必要とされます（金商法27条の二、第1項1号）。

（d）情報の開示規制

TOBが必要な場合、BOファンドは、一定の事項を公告し（金商法27条の3、27条の22の2第2項）、内閣総理大臣（金融庁長官）に公開買付届出書を提出しなければなりません（金融商品取引法27条の3第2項、27条の22の2第2項）。

内閣総理大臣（金融庁長官）は、公開買い付け届出書等を受理した日から、公開買い付け期間の末日から5年を経過するまでの間、公衆の縦覧に供しなければなりません（第27条の14第1項）。

(e) 取引規制

金商法上、TOBの期間は、公告の日から起算して20営業日以上60営業日以内（買い付け期間）で（金商法27条の2第2項、27条の22の2第2項）、TOB期間中、別途買付はできません（金商法27条の5、27条の22の2第2項）。

最短TOB期間の定めは株主に応募の機会と熟慮の機会を確保する機能を有します。

最長TOB期間の定めは、株主を長期間不安定な地位に置くことを阻止し、市場における関連証券の円滑な流通と公正な価格形成が長期間阻害されることを防止することを目的としています。

TOB価格は、全ての応募株主につき均一にしなければならず（金商法27条の2第2項、27条の22の2第2項）、TOB後の所有割合が3分の2以上となる場合には、応募のあった株式の全部の買付などを行わなければなりません（金商法27条の13第4項）。

(f) 公開買い付けの強圧性

最近、TOBの強圧性の問題がクローズアップしています（経済産業省 公正なM&Aに関する指針 2019年6月28日 45頁）。

ここにいわゆる公開買付の強圧性の問題とは次のような問題を言います。

株主は、TOBに応募しなかったことにより不利益に扱われることが予想される場合、それを恐れてTOB価格に不満がある場合でも、事実上TOBに応募するように圧力を受けるといった問題をさします。

このTOBの強圧性を避けるために、通産省は次のような提案しています。

- (i) TOB後のスクイズ・アウトにおいて、反対株主の株式買い取り請求権または価格決定請求権が確保できないようなスキームは採用しない。
- (ii) TOBにより大多数の株式を取得した場合には、特段の事情のない限り、速やかにスクイズ・アウトを行うこと。
- (iii) TOB後にスクイズ・アウトを行う場合の価格は、特段の事業がない限り、公開買付価格とスクイズ・アウトの価格は同一の価格を基準とするとともに、その旨を開示書類などにおいて明らかにすること。

E 事例研究 ニチモ学館のMBO

(a) はじめに

介護大手のニチイ学館（東証一部上場）は今年の8月18日、米投資ファンドの米ベインキャピタルと経営陣、創業者一族が組んで実施していた株式公開買い付けが成立したと発表しました。

(b) 創業者の死

ニチイ学館の創業者の寺田明彦会長が昨年9月28日、すい臓がんで83歳で突然亡くなりました。

3度結婚した明彦氏は、親族に当時の時価で400億円の株式を残しました。

その後の遺産分割協議などを経て、ニチイ学館の大株主は2020年3月の時点で大きく異なりました。

筆頭株主は一族の資産管理会社明和の24.95%、17.17.09%を保有していた寺田明彦氏の名前は消え、2位は長男の寺田大輔氏の7.19%、3位が次男の寺田剛氏の5.48%、5位が親族の寺田啓介氏の4.19%となりました。

ニチイ学館の株式を相続した親族に、創業者の死後10か月以内に納付を迫られる相続税は莫大です(200億円を超えると推計されます)。

市場で持株を売却すれば株価は暴落します。

創業者が保有していた株を会社が買い上げて自社株とする方法もあります。しかしそれでは創業者が大株主ではいられなくなり、会社の経営から外れることになってしまいます。

このように本件では創業者が、適切な事業承継の対策を講ずることなく、83歳まで会社の経営を継続していたために起こった悲劇ともいえるものです。

残された創業者一族が経営に関与できる唯一の方法がファンドの支援を受けたMBOだったのです。

(c) ファンドの支援とMBO

寺田明彦氏の株を相続した息子ら親族と、その資産管理会社、ニチイ学館の森信介社長は、2020年5月8日、米ファンド、ベインキャピタル（以下、「ベイン」といいます。）と組んでMBOをすると表明しました。

ここではMBOとは、公開買付者（ベインが設立した受け皿会社）が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものであると定義されています。

ベインキャピタルは約270億円を出資して受け皿会社を設立します。

受け皿会社が、みずほ銀行、三井住友銀行、野村キャピタル・インベストメントから986億円を上限として借り入れて、株式を譲り受ける際の決済資金を捻出しました。

後のマイノリティ・スクイズアウトのために、少なくとも発行済み株式総数の3分の2以上の株式の取得が必要となります。

金商法上、TOBが義務付けられます。

TOB価格は5月7日の終値に約37%のプレミアムをつけ一株1500円としました。

寺田氏の親族や森氏ら44.04%の株主はMBOに賛成です。

44. 04%の株式を握っていた寺田一族は、一株1500円で売却すれば434億円の現金（キャッシュ）を手に入れることができます。

このお金で200億円を上回る相続税を支払い、残った現金を受け皿会社に出資します。

創業家は非上場となったニチイ学館の大株主に留まり、経営を続けるというシナリオです。

(d) 少数株主の反乱

ニチイ学館の5%未満の株式を保有する香港の投資ファンド、リム・アドバイザーズ（以下、「リム」といいます。）は、6月11日、ニチイ学館への質問状を公開しました。

質問状によると、今回のTOBにより、創業者親族は「納税のために株式を現金化する一方で、公開買い付けによる手取金の一部を公開買付者経由で再投資することによって事業に対する支配権を維持したい」という創業者親族の思惑により、株価低迷を奇禍としてMBO案が推し進められた」ものである。今回のTOBは「少数株主を犠牲にしている。」と非難しました。

今回のTOBないしMBOは、通産省の「指針」が要求するの主張する「公正性」を欠くというものです。

リムはTOBの価格決定の過程が公正ではなく、2400円が適正だと主張しました。

これは上記のように、TOB後に、会社が自分の株式をTOB価格と同額で買い取るという経済産業省の指針の要請を前提に、TOB価格を釣り上げようとしたものです。

TOB価格をあげないと、裁判をしてでもTOBを釣り上げるというものです。

このリムの揺さぶりもあって、ベインは公開買い付け期間を3回も延長、7月31日には公開買い付け価格をTOB価格を一株1670円に引き上げ、締め切りを8月17日まで延期せざるを得なくなりました。

困り果てたベインは、ニチモ学館の株式12%を保有する大株主のエフィッシモ・キャピタル・マネージメントに声を掛けました。

エフィッシモは、村上ファンドのメンバーが中心となって設立されたシンガポールのファンドで、いわゆるアクティビスト、ものをいう株主です。。

結局ベインはエフィッシモを味方に引き入れることに成功します。

エフィッシモはTOBに応募するとともに、TOB終了後、ニチイ学館に出資することになりました。

紆余曲折はあったものの、結局ベイン側はニチイ学館の株式の82.07%を公開買い付けを通じて取得し、ベインの支援するMBOは成立しました。

ニチイ学館の上場が廃止され、10月中に臨時株主総会が開催され、株式併合を通じて、マイノリティー・スクイーズアウトが完了する予定です。

6 東京都の新ファンド

以上のように、事業承継に取り、BOファンドの活用は極めて有効です。

しかし、BOファンドは背後の投資家に対するリターンを最大化することをミッションとするものであり、資本金5億円以下の会社に興味を示すBOファンドはありません。

その結果、資本金5億円以下の中小企業のファンドの活用の道は閉ざされています。

この閉塞状況に風穴をあけるために、東京都は今年の12月、60億円を拠出して120億円規模でファンドを組成することにしました（2020年10月16日 日経新聞）。

この東京都のファンドは、資本金5億円以下の中小企業の事業承継を促進するものとして注目されています。

7 最後に

以上のように、後継者難の中小企業にとって、BOファンドの活用は極めて効果的です。

しかし、ファンドの目的は後継者不足に悩む中小企業の支援にあるのではなく、BOファンドの背後の投資家の投下資本を早期に最大化するものです。

そのために、LBOやマイノリティ・スクイズアウト、TOBなど様々な手法を駆使して、対象会社の支配を確立します。

そして思い通りに対象会社の価値を最大化して、投資家のリターンを最大化して、短期間に対象会社から離れてゆきます。

このような特性をもつファンドの活用によって、オーナー社長の後継者の相続税の支払いや、MBOによる事業承継が可能となるのです。

ただ、ファンドの活用には様々な法的リスクを孕むものであり、事業承継に精通した法律、税務、会計の専門家のアドバイスを受けることが望ましいといえましょう。

下記の弁護士はその専門家の一人です。

原口総合法律事務所

所長 弁護士 原口薫

T e l : 0 3 - 6 2 0 5 - 4 4 0 4

E-mail: kharaguchi@haraguchi-law.com

以 上